^{112}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
^{113}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
^{113m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
^{115}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

^{112}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
^{113}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
^{113m}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
^{115}Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第七号ホ、第八号ニ、第九号ニ並びに第十号ニ及びホ、第七条第二項、第七条の二、第十六条の二第一項及び第二項並びに別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。